

5. 介護サービス情報の公表制度について

(1) 情報公表制度の見直しについて

介護サービス情報の公表制度については、昨年6月に成立した介護保険法の一部を改正する法律に基づき、平成24年度から事業所に対する調査事務については、「都道府県知事が必要と認めるとき」に実施することとなった。

各都道府県においては、同法成立の際の附帯決議（下記参照）を踏まえ、公表情報の正確さを担保するなどの観点から、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針策定のガイドライン（案）（平成23年9月22日付け老健局振興課事務連絡）」（別紙1参照）を参照し、指定情報公表センター及び指定調査機関等関係者の意見を踏まえた上で、地域の実情に応じて指針を定めていただきたい。

なお、正式なガイドライン及び平成24年度からの制度の見直しに伴う「介護サービス情報の公表制度の施行について（平成22年老振発0319第1号）」等の関係通知の改正は、追ってお示しする。

各都道府県におかれては、地域の実情に応じて、制度見直しに伴う円滑な制度運営が図られるようお願いする。

※制度の見直しによる変更内容については、別紙2参照。

＜介護保険法改正法案に対する附帯決議（抜粋）＞

（平成23年5月27日衆議院厚生労働委員会、平成23年6月14日参議院厚生労働委員会）

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドライン作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

(2) 平成24年度予算（案）について

情報公表制度の見直しを踏まえ、平成24年度予算（案）において以下のとおり都道府県向け補助金を拡充し計上しているので了知されたい。

なお、見直し後においても、都道府県の判断により、地方自治法に基づき手数料を徴収し、調査・公表事務を実施することは可能である。

<介護サービスの公表制度支援事業>

平成23年度	平成24年度（案）
28, 247千円	→ 331, 000千円
(補助率：国1／2、都道府県1／2)	

【内容】

- 新制度への円滑な移行及び制度施行のための準備、普及啓発 等
- 新制度における調査、公表事務（非常勤職員雇上費、委託費 等）
 - (実施例)
 - ・都道府県知事が必要と認める調査（指針に基づく調査）の実施
 - ・都道府県指針の検証にかかるモデル調査の実施 など
- 情報公表制度を支援するコールセンター設置等（非常勤職員雇上費、委託費 等）
 - (実施例)
 - ・利用者支援 → 公表内容の読み解き等にかかる利用者への支援
 - ・事業者支援 → 公表項目の疑義照会等にかかる事業者への支援
 - ・報告内容の確認 → 報告データの内容を審査し公表内容の正確性を確保
- 新制度の調査事務にかかる研修事業
 - (実施例)
 - ・新制度における調査員のスキルアップ研修 など
- 指定都道府県事務受託法人制度における調査機関・調査員を活用する場合の研修事業

※ 手数料を徴収する都道府県においても、補助金を活用することは可能。この場合、「総事業費から手数料徴収額を控除した額」に対して1／2を補助することとなる。

(3) 情報公表制度の利活用促進について

情報公表制度は、利用者のニーズに合った適切な介護サービス事業所の比較検討、選択を支援する制度であり、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。

その取組の一環として、昨年度に「見やすさ」「使いやすさ」「分かりやすさ」に配慮した公表画面の開発を行い、これを踏まえ、今年度から各都道府県においてサマリ一版公表画面（介護サービス選択お助けネット）による公表を実施しているところである。

各都道府県においても、情報公表制度の利活用促進と普及に向け、引き続き被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ広く情報公表制度の活用についての周知広報を行っていただきたい。

(4) 情報公表システムの一元化、新システムの開発

現行制度においては、公表システムのサーバーを都道府県が設置し、管理運用を行っているところであるが、制度見直し後は、これを国において一元的に管理運用することとなる。

これを踏まえ、今年度より一部の都道府県では公表システムを国のサーバーに移行しており、平成24年度には全ての都道府県のシステムを国のサーバーに一元化していただく予定である。

今年度、公表システムのサーバーを設置し、管理運用を行っている都道府県においては、平成24年度から国のサーバーに一元化するにあたり、事業者情報のデータ移行を行う必要があるため、平成24年1月19日付事務連絡により既に連絡している手順に沿って送付願いたい。

また、平成22年11月30日の社会保障審議会介護保険部会報告を踏まえ、今回のシステム一元化にあわせて、「見やすさ、使いやすさ、分かりやすさ」といった観点から、さらに利用者にとって活用しやすいものとなるよう、システム全体の見直しを行っているところである。

現在、新システム開発にかかる政府調達を終え、平成24年1月より開発に着手しており、10月から新システムを稼働する予定である。なお、開発にあたっては、システム利用対象者（介護サービス事業所、都道府県を含む。）にご意見を伺いながら開発を進めて行く予定である。

介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針策定のガイドライン(案)

※省令改正後、正式な通知を発出

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に行なう。

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(調査項目の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に行なう。

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所

であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に行なう。

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することができる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に行なう。
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があつた場合
(調査方法等の例) 通報があつた項目を中心に行なう。
(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施
(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施
(調査方法等の例) 通報があつた項目を中心に行なう。

○その他必要に応じて実施する場合
(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

「介護サービス情報の公表制度」平成24年度以降の概要(新旧)

	現行	改正後
報告情報 (報告必須)	<input type="checkbox"/> 基本情報 <input type="checkbox"/> 調査情報	<input type="checkbox"/> 基本情報 <input type="checkbox"/> 運営情報(旧調査情報)
報告情報 (報告任意)	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報等(以下、「任意報告情報」という。) ※都道府県が項目を設定
報告対象サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防サービスを含む50サービス	<input type="checkbox"/> 介護予防サービスを含む50サービス ※平成24年度から創設される新サービスについては、平成25年度以降に報告対象とする予定
報告免除事業者 (100万円)	<input type="checkbox"/> 1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分内において、2つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、1つのサービスが100万円を超えると、100万円以下のサービスについても報告の対象となる。	<input type="checkbox"/> 1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分は廃止とし、100万円以下のサービスについては報告の対象外となる。
基本情報調査票	<input type="checkbox"/> サービス毎の調査票(50種類)	<input type="checkbox"/> 本体サービスと介護予防サービスの調査票を一体化(30種類)
調査情報調査票	<input type="checkbox"/> 一体的調査サービス区分ごとの調査票(16種類)	<input type="checkbox"/> 2つ以上のサービスを一体的に運営している場合については、従来どおり一体的な報告・調査を行うことを可能とする。
報告免除サービス等	<input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム:外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 介護予防特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム:外部サービス利用型) <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム) <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護(診療所) <input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護(診療所) <input type="checkbox"/> 介護療養施設サービス(定員8人以下の施設) <input type="checkbox"/> 見なし事業所(指定があったと見なされた日から1年間) ・病院・診療所における訪問介護、訪問リハ、通所リハ ・老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ ・介護療養型医療施設における短期入所療養介護	<input type="checkbox"/> 同左
報告時期	<input type="checkbox"/> 都道府県が毎年定める計画による (年1回の報告:義務)	<input type="checkbox"/> 同左
調査対象情報	<input type="checkbox"/> 調査情報 ※基本的に全ての項目を調査	<input type="checkbox"/> 基本情報 <input type="checkbox"/> 運営情報(旧調査情報) <input type="checkbox"/> 任意報告情報
調査	<input type="checkbox"/> 報告対象サービス事業者の全てを調査(義務) ※都道府県が毎年定める計画に基づき年1回調査を実施	<input type="checkbox"/> 都道府県が必要と認める場合に調査 ※都道府県が定める調査指針、調査計画に基づき実施
調査方法	<input type="checkbox"/> 調査員1名以上による訪問調査	<input type="checkbox"/> 調査員1名以上による訪問調査 <input type="checkbox"/> 訪問調査以外の方法においても適正に調査が実施できると判断した場合は、他の調査方法による実施も可
公表情報	<input type="checkbox"/> 基本情報 <input type="checkbox"/> 調査情報	<input type="checkbox"/> 基本情報 <input type="checkbox"/> 運営情報(旧調査情報) <input type="checkbox"/> 任意報告情報 ※公表することに配慮
公表方法	<input type="checkbox"/> 基本情報:事業者から報告された情報を公表 <input type="checkbox"/> 調査情報:調査員による調査結果を公表	<input type="checkbox"/> 事業者から報告された情報を公表 <input type="checkbox"/> 調査を実施した場合は、調査結果を公表
公表システム	<input type="checkbox"/> 都道府県が公表サーバーを設置し、管理運営 ※管理運営費は手数料で賄う <input type="checkbox"/> 支援センター(シルバーサービス振興会)で公表システムを開発し、都道府県に配布 ※システム開発費は国からの補助	<input type="checkbox"/> 国において公表サーバーを設置し、一元的に管理運営 ※管理運営費は国負担 <input type="checkbox"/> 国において公表システムを開発 ※システム開発費は国負担
公表事務	<input type="checkbox"/> 都道府県が設置した公表システムサーバーにより、事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施	<input type="checkbox"/> 国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
手数料	<input type="checkbox"/> 地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) <input type="checkbox"/> 指定情報公表センター、指定調査機関は、事業者から徴収する手数料を収入とすることが可能(介護保険法に規定)	<input type="checkbox"/> 地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) <input type="checkbox"/> 指定情報公表センター、指定調査機関の手数料直入規定の廃止 <input type="checkbox"/> 手数料を徴収する際は、都道府県の歳入となる
計画	<input type="checkbox"/> 報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画(事業者ごとに調査を行う月等を勘案し、報告提出期限を定める) ・調査計画(事業者ごとに月単位の計画を定める) ・公表計画(事業所ごとに月単位の計画を定める)	<input type="checkbox"/> 報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画 ・調査計画 ・公表計画 } (都道府県の実情に応じ定める)
報告拒否等への対応	<input type="checkbox"/> 報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消又は停止	<input type="checkbox"/> 同左
情報公表支援センター	<input type="checkbox"/> （社）シルバーサービス振興会に設置	<input type="checkbox"/> 支援センター業務を一般公募し、委託